

## 第7節 障害者施策

### 現状と課題

#### 1 障害の早期発見、早期治療、早期療育

疾病や障害を早期に発見し、早期に治療を行うことは、その後の成長・発達に大きな効果があり、障害の予防や軽減につながることから、乳幼児健康診査などの充実とともに療育関係機関の連携や療育支援体制の整備が必要です。

また、障害を伴う可能性のある脳血管障害や心疾患などの生活習慣病が増加しており、その予防対策をはじめ、在宅障害者の保健・医療の支援体制の整備が必要です。

#### 2 リハビリテーション提供体制の充実

障害のある人の健康の維持と障害の軽減を図り、自立を支援するために、医学的・職業的・教育的・社会的リハビリテーションを充実するとともに、地域において障害のある人のライフステージに応じたりハビリテーション提供体制を充実させる必要があります。

#### 3 総合相談・支援体制等の整備

障害のある人が地域や社会の中で自立し積極的に社会活動を行うためには、様々な生活上の相談に応じたり、保健・医療・福祉等必要なサービスを総合的に提供できるような体制の整備が求められています。

### 施 策

#### 1 障害の早期発見、早期治療、早期療育

##### (1) 疾病および障害の早期発見

市町村が行う乳幼児期健康診査等で疾病等の早期発見に努め、受診後のフォローアップ体制については、県健康福祉センターを中心に保健・医療・福祉・教育の各機関との相互の連携により一層の充実を図ります。

##### (2) 早期療育システムの充実

県小児療育センターを中心として、県健康福祉センター、児童相談所、市福祉事務所、町村保健福祉担当課、特殊教育センター等の関係機関が密接に連携し、療育相談事業やリハビリテーション教室等を通じて、早期療育を推進します。

##### (3) 小児療育機能の充実

県小児療育センターについては、医療・検査・療育訓練・療育相談等早期発見・早期療育を行い、障害の軽減と福祉の向上を図る早期療育推進事業を充実します。

なお、嶺南地域には小児療育を専門に行う機関がないため、嶺南地域の小児療育機能の拡充整備について、その内容を検討します。

また、整備に当たっては、嶺南各地域における距離的状況および医療体制の状況など総合的な観点から、小浜市を中心として検討します。

##### (4) 地域療育等支援の充実

県内各圏域ごとに知的障害児（者）施設を療育等支援施設として指定し、県小児療育センターを拠点施設として、療育等支援のネットワークを構築し、地域における療育相談支援活動を行います。

## (5) 健康診査体制等の充実

生活習慣病予防のための健診体制の強化、在宅の障害のある人の機能訓練、訪問指導など在宅支援体制の整備を促進します。

## (6) 歯科保健医療体制の整備

在宅の障害のある人や保護者に対して、訪問や外来等により歯科衛生に関する指導や助言を行う在宅障害者歯科健康診断体制の充実を図り、歯科保健医療体制の整備について検討します。

## 2 リハビリテーション体制の強化

障害のある人が地域において生活を続けていけるよう、医療機関や社会福祉施設、学校などで実施されているリハビリ訓練等がより効果的に行われ、総合的な支援が行われるよう連携体制の強化に努めます。

連携体制の強化に当たっては、障害者ケアマネジメントにおける連絡調整会議を実施するとともに、障害者ケアマネジメント従事者養成研修を実施し、専門職員の養成に努めます。

## 3 総合相談・支援体制等の整備

## (1) 市町村在宅障害者総合支援体制の整備

在宅の障害のある人やその家族に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、ピアカウンセリング、介護相談および情報提供等を総合的に行う支援体制を全市町村で整備できるよう支援します。

## (2) 相談、支援体制の連携強化

総合福祉相談所および精神保健福祉センターの相談、支援機能の充実を図るとともに、県健康福祉センター、市町村、障害者施設など関係機関とのネットワークを確立し、相談、支援体制の連携の強化に努めます。

## 【用語の解説】

## ● ピアカウンセリング

障害のある人が自らの体験や経験に基づいて、障害のある人の生活や就職の問題など様々な問題について相談に応じ、解決を図ること。